事例７）官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

（※１）法は、「個人情報」、「個人データ」（２－６（個人データ）参照）、「保有個人データ」（２－７（保有個人データ）参照）、「要配慮個人情報」（２－３（要配慮個人情報）参照）、「匿名加工情報」（２－８（匿名加工情報）参照）等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

（※２）死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。

（※３）法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

（※４）「他の情報と容易に照合することができ」るとは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。

（※５）個人識別符号については、２－２（個人識別符号）を参照のこと。

２－２　個人識別符号（法第２条第２項関係）

法第２条（第２項）

２　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

政令第１条

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

⑴　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列

ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト　指紋又は掌紋

⑵　旅券法（昭和26年法律第267号）第６条第１項第１号の旅券の番号

⑶　国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

⑷　道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第１項第１号の免許証の番号

⑸　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コード

⑹　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号

⑺　次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第９条第２項の被保険者証

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第３項の被保険者証

ハ　介護保険法（平成９年法律第123号）第12条第３項の被保険者証

⑻　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第２条

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

規則第３条

令第１条第７号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

⑴　令第１条第７号イに掲げる証明書　同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号

⑵　令第１条第７号ロ及びハに掲げる証明書　同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

規則第４条

令第１条第８号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

⑴　健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第２項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

⑵　健康保険法施行規則第52条第１項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

⑶　船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第５号）第35条第１項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

⑷　船員保険法施行規則第41条第１項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

⑸　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

⑹　出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第５号の在留カードの番号

⑺　私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第１条の７の加入者証の加入者番号

⑻　私立学校教職員共済法施行規則第３条第１項の加入者被扶養者証の加入者番号

⑼　私立学校教職員共済法施行規則第３条の２第１項の高齢受給者証の加入者番号

⑽　国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第７条の４第１項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

⑾　国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号

⑿　国家公務員共済組合法施行規則第95条第１項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

⒀　国家公務員共済組合法施行規則第95条の２第１項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号